

令和3年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（2018年度～2022年度）に基づき、

- ① 死亡者数：2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる（2021年は、87人以下）
- ② 死傷者数を2017年から5%以上減少させる（2021年は、14,893人以下）
- ③ 健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和3年の労働災害発生状況（1～4月速報値）は、死亡災害が22人（前年同期比+2人、+10.0%）と増加し、死傷災害は4,330人（前年同期545人、14.4%）と大幅に増加している

死傷災害では、墜落・転落、転倒による災害が依然として多く発生しているとともに、昨今、動作の反動無理な動作による災害が多発傾向にあり、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を示しており、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも急務である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年 7 月 1 日（木）から 7 月 31 日（土）までの 1 か月間を、令和 3 年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和 3 年 7 月 1 日（木）から 7 月 31 日（土）まで

3 スローガン

「事例を出し合い 気づいて発見 危険箇所への 対策築く」

（令和 3 年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約 7 割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷役災害防止担当者講習会の実施、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害の約 4 割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のた

めのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、全国各都道府県において「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」を実施する。

- (3) 特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「S T O P ! 热中症クールワークキャンペーン」(厚生労働省・各労働災害防止団体主唱) を踏まえた取組を行う。
- (4) 高年齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図るとともに、各労働局・労働基準監督署の協力の下、高年齢労働者の荷役労働災害再発防止対策のコンサルティングを実施する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY 活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
 - ・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る
厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進

- ・本年4月から運用を開始した「陸災防労働災害事例生成ツール」（以下「生成ツール」という。）の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。
- ・生成ツールを活用した「リスクアセスメント事例コンテスト」（別添募集要綱）を実施する。

(4) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参考）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別紙

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）
- 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」
- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に-
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を！
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 「STOP！転倒災害」リーフレット
- トラック運送業界の過労死等防止計画（全日本トラック協会）
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- 働き過ぎていませんか？（厚生労働省）
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に!!

DVD

- 「はい作業の安全」（DVD）
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」（DVD）
- 「フォークリフトによる 安全な荷役運搬作業」（DVD）
- ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール（DVD）

職場の安全衛生自主点検表

令和元年 5 月作成

事業場名			従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日		点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」¹⁾や厚生労働省が平成 25 年 3 月に策定した「荷役ガイドライン」²⁾の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 檢 項 目				
1 基本的な取組（リスクの低減）				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。） ・ 安全衛生目標の設定（同上） ・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。） ・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係） ・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。） 		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
2 安全衛生管理体制				
労働者 10~49 人	労働者 50 人以上			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生推進者の選任 ・ 安全衛生推進者の巡視 ・ 安全衛生対策等を詰合う場の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括安全衛生管理者の選任(100 人以上) ・ 安全管理者の選任（選任時研修修了） ・ 衛生管理者の選任 ・ 産業医の選任 ・ 安全管理者、衛生管理者の巡視 ・ 安全衛生委員会の開催（月 1 回以上） 	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし	
3 安全衛生教育の実施状況				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時の教育 ・ 作業内容変更時の教育 ・ 日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等) ・ 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等） ・ 事故発生者に対する教育 ・ 腰痛予防のための管理者教育 ・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者） 				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 該当なし				
4 健康管理				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時の健康診断 ・ 定期健康診断（年 1 回） ・ 深夜業従事者に対する健康診断（年 2 回） ・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） <ul style="list-style-type: none"> ※ 休憩憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間 ・ 時間外・休日労働が 1 月当たり 80 時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ・ ストレスチェックの導入（50 人以上義務、50 人未満努力義務） ・ 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施 				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 月 45 時間 <input type="checkbox"/> 月 45 時間超~80 時間 以内 <input type="checkbox"/> 月 80 時間超~100 時間 月 100 時間超 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 該当なし				

¹⁾ 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

²⁾ 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- | | | | |
|----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・荷役災害防止の担当者の指名* | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100kg 以上） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・荷役作業の危険予知訓練 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |

(2) 荷役災害防止の措置

- | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書) * | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット | | | |
| ・作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 | | | |
| ・定期自主検査（同上） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 | | | |
| ・危険作業従事資格者の配置（同上） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
エ 玉掛け作業 オ その他 | | | |
| ・保護帽(墜落時保護用) | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・安全靴の使用 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- | | | | |
|------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・運行管理者の選任 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |

(2) 適正な労働時間

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・時間外労働及び休日労働に関する協定 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| (原則：1月 45 時間、1年 360 時間、特別条項1年 720 時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予) | | | |

- | | | | |
|--|--|--|--|
| ・拘束時間等 (1ヶ月 293h 以内 □) (1日 13h 以内 □) (休息 8h 以上 □) (1日の運転 9h 以内 □) (連続運転 4h 以内 □) | | | |
|--|--|--|--|

(3) 走行管理等

- | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・走行計画の作成及び指示 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・走行経路の決定 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・乗務記録に基づく適正な走行管理 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・点呼の実施 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・乗務前点呼での、乗務開始前、24 時間ににおける拘束時間の合計が 13 時間を超える場合の睡眠状況の確認 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・交通危険予知訓練 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・運転適性診断 | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ・意識の高揚（該当するものに○をつけてください。） | <input type="checkbox"/> している | <input type="checkbox"/> していない | <input type="checkbox"/> 該当なし |
| ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
エ 表彰 オ その他 | | | |

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるP D C Aサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができます。

- (参考資料等)
- ・災防規程：第10条の2に記載されています。
 - ・リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
 - ・こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

(注) 災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページをご覧いただけます。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

- (参考資料等)
- ・災防規程：7条。50人以上はさらに第4条～6条、10条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1t以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

- (参考資料等)
- ・災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

- (参考資料等)
- ・災防規程：第79条、82条
 - ・陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照

http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

- (参考資料等)
- ・災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条
 - ・フォークリフトの安全Q&A 50（陸災防図書 平成24年3月）
 - ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成25年3月25日基発0325 第1号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

- (参考資料等)
- ・災防規程：第71条
 - ・交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

陸災防労働災害事例生成ツールを活用した 「リスクアセスメント事例コンテスト」募集要綱

令和3年6月
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

当協会では、陸災防労働災害事例生成ツールを活用し、陸運業で働く人々の労働災害の防止に資するための「リスクアセスメント事例コンテスト」を実施いたします。

応募事例の中から入選事例を選定し、最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、最優秀賞は令和3年11月11日（木）に熊本県熊本市にて開催する第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本において表彰するとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表いたします。

また、入選事例は、陸災防労働災害事例生成ツールの共有事例に用い、広く活用していただくこととしております。

皆様から多数の応募をお待ちしております。

目的

陸災防労働災害事例生成ツールの普及、活用を促進するとともに、共有事例の充実を図り、もって企業・事業場における安全教育・安全意識の一層の向上に寄与することを目的とする。

主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

リスクアセスメント事例コンテストのテーマ

次の3部門についてのリスクアセスメント事例とする。

- (1) トラックに関連する事例部門
墜落・転落、荷崩れ、無人暴走、後退時の事故等（走行に関するものは除く。）
- (2) 荷役運搬機械に関連する事例部門
フォークリフト・テールゲートリフター等を用いた作業
- (3) 人力作業・人力運搬機に関連する事例部門
台車・ロールボックス等を用いた作業

応募の資格

次のいずれかに該当する方

- (1) 当協会の会員事業場（賛助会員を含む。）の役員・従業員である方
- (2) 当協会の役職員の方

応募の方法等

- (1) 応募に際しては、事前登録が必要です。本コンテスト専用のIDを発行しますので、登録フォームの「担当者様氏名」の欄に、氏名（コンテスト応募用）と付記し、登録し、当該IDにて事例を作成してください。（ご登録いただいたIDは、コンテスト後も引き続きご使用いただけます。）
- (2) 事例は、自作で、他で使用されていないものに限ります。
どの部門についても応募いただけますが、1部門の事例数は、お一人につき、2点以内としてください。
- (3) 本生成ツールの「発生状況」「原因」「再発防止対策」「正しい作業手順の流れ」の各項目は、コマ送り動画を想定していますので、必ず複数枚の写真又はイラスト（各項目6枚まで登録可）を使

用してください。

募集の期間

令和3年6月10日(木)～7月30日(金)入力分まで

入選事例

(1) 入選事例は、次のとおりとし、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選事例数	賞 品
最優秀賞	3事例（各部門ごとに、1事例程度）	表彰状・クオカード（3万円）
優秀賞	6事例（各部門ごとに、2事例程度）	表彰状・クオカード（1万円）
入選賞	30事例程度（各部門毎に、10事例程度）	陸災防図書・用品3千円分の金券（※）
応募者全員		・年末年始労働災害防止強調運動紙のぼり ・卓上カレンダー

※組み合わせは自由で、合計3,000円以下とします（割引券としても使用可）。

(2) 令和3年8月下旬に、当協会において入選事例を決定して、ご本人に通知いたします。なお、事例中の文言等について、より具体的、適切な表現となるよう若干の修正が入る可能性があります。

令和3年11月11日（木）開催の第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本の式典で、入選事例とともに、入選の方に対する表彰を行います。また、各部門の最優秀賞の方々には、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（熊本県熊本市）までの往復の交通費及び宿泊費は、ご負担いただきますようお願いします。

(3) 入選事例は、陸災防労働災害事例生成ツールの共有事例として扱うとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。

(4) 入選事例の著作権は、当協会に属するものとします。

会員企業・事業場で広く活用していただきます。

応募事例及び個人情報の取扱い

(1) 応募事例は返却しません。協会が共有する事例として相応しいと判断した場合は、本人の合意のもと、共有事例として扱うことがあります。

(2) 応募された際の個人情報は、協会が責任をもって管理し、入選事例の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送のためにのみ使用します。

応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 技術課

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

E-mail : saigai-jirei.registration@rikusai.or.jp

ホームページ

<http://www.rikusai.or.jp/>

陸災防労働災害事例生成ツールページ

http://rikusai.or.jp/20210401_tool-2/